

■ その他配慮を要する事項

（１）連続立体交差事業との連携

星川駅と天王町駅については、まちあるき点検と市民意見募集において、課題や要望があがりましたが、平成 17 年度（2005 年度）より星川駅周辺から始まった連続立体交差事業において、エレベーターやエスカレーターの設置、多機能トイレの設置等のバリアフリー化が図られます。連続立体交差事業と合わせて、星川駅前に交通広場を整備するとともに、駅南側に新たに幅員 12m の 2 車線道路と、踏切があった箇所の道路改良が計画されている。整備に際しては、本基本構想と整合を図り実施するものとします。

（２）建築物のバリアフリー

建築物内のバリアフリー化については、建築物の所有者、管理者、占有者（テナント）の三者が協力してバリアフリー化する必要があり、建替え等の大規模な改修の機会がなければ整備が実施できないなどのケースもあります。そのため、本基本構想において生活関連施設として設定した建築物内のバリアフリー化について、建築主等は建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できることから既存施設のバリアフリー化に努めます。また、建替え等の大規模な改修時などの機会を捉えて、同基準への適合を図るものとします。

（３）保土ヶ谷駅東口交通広場付近のバリアフリー

保土ヶ谷駅東口交通広場への経路においては、車椅子使用者が駅から交通広場に行く場合に、駅からの連絡通路にエレベーターが設置されていないため、民間ビルのエレベーターを使用し、国道 1 号の横断歩道を渡って行く経路となっています。バリアフリー経路として 1 経路の確保はできていますが、国道 1 号を横断する安全性に課題があるため、連絡通路のエレベーター設置については、今後機会を捉えて検討するものとします。

■ 基本構想策定後の事業推進にあたって

- ◆横浜市・事業者・市民は互いに協力して、特定事業の円滑な事業の推進に努めます。
- ◆事業の進捗管理や事業評価の手法について検討します。
- ◆事業の進捗状況や事業内容について、広く市民の皆様にお知らせするように努めます。
- ◆新たな技術開発の動向や社会情勢等を踏まえ、必要に応じてバリアフリー化のための事業の見直しを検討します。
- ◆各種の啓発・広報活動及び様々な機会を活用した幅広い教育活動を通じて、心のバリアフリーを進めます。

「お問い合わせ先」

■横浜市道路局 計画調整部 企画課
〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
TEL：045-671-4086 FAX：045-651-6527 Eメール：do-barrierfree@city.yokohama.jp

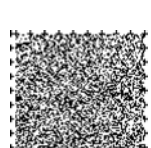
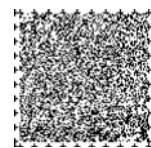
■横浜市保土ヶ谷区役所 総務部 区政推進課 企画調整係
〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2 丁目 9 番地
電話：045-334-6227 FAX：045-333-7945 Eメール：ho-kikaku@city.yokohama.jp

詳しく御覧になりたい方は、道路局企画課、保土ヶ谷区役所区政推進課及びホームページにて、基本構想の閲覧を行っています。

「横浜市保土ヶ谷区バリアフリー基本構想」で検索

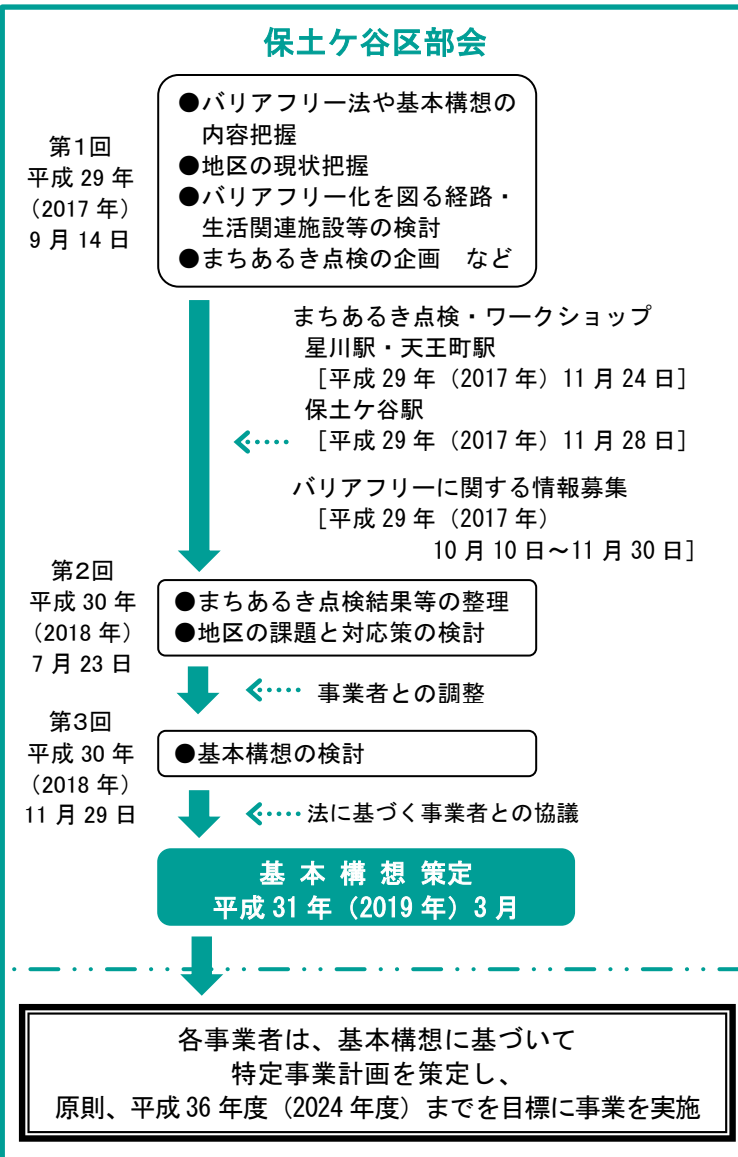
発行 横浜市道路局・保土ヶ谷区役所 平成 31 年（2019 年）3 月

【横浜市地形図複製承諾番号 平 30 建都計第 9009 号】



■ これまでの経緯と今後の進め方

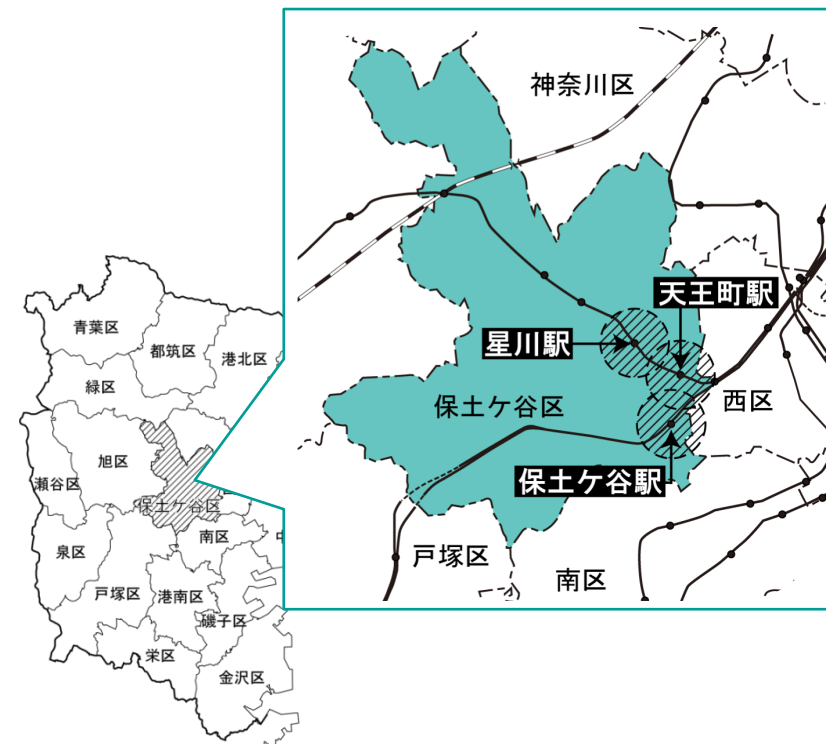
学識経験者、高齢者・障害者等の市民の皆様、関係する事業者・行政機関などから構成される保土ヶ谷区部会を設置し、検討を進めました。



保土ヶ谷区バリアフリー基本構想

概要版

横浜市では、「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、市民・事業者と横浜市が協働し、地域福祉活動の一層の促進や、ソフトとハードの環境整備の推進を目指して、様々な取り組みを進めています。各区の拠点駅周辺においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、バリアフリー基本構想制度を活用し、駅周辺の一体的なバリアフリー整備を推進しています。保土ヶ谷区では、平成 23 年（2011 年）3 月に「星川駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきました。この基本構想の策定から約 8 年を経て、さらなるバリアフリー環境の構築に向け、これまでの成果と実績を踏まえた見直しに加えて、天王町駅、保土ヶ谷駅周辺地区も含めた新たな基本構想の検討を進め、「保土ヶ谷区バリアフリー基本構想」を策定しました。



■ 星川駅・天王町駅・保土ヶ谷駅の各駅周辺地区における重点整備地区の範囲

星川駅・天王町駅・保土ヶ谷駅の各駅周辺地区には、旅客施設や文化施設、福祉施設、商業施設、金融機関など的高齢者・障害者等を含む多くの方が利用する施設があり、施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる範囲を重点整備地区としています。

参考

◆バリアフリー法とは

高齢者、障害者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の 2 つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

【公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化の推進】

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、道路、路外駐車場、都市公園、建築物、信号機を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されます。

【重点整備地区のバリアフリー化の推進】

市町村は、バリアフリー法に基づき、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区などで、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区（重点整備地区）において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため「バリアフリー基本構想」を策定します。

◆バリアフリー基本構想とは

重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業）を公共交通、道路、建築物など分野別に定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化の事業を実施することになります。

横浜市では、原則、基本構想策定から概ね 5 年後を目標に事業を実施していきます。

◆これまでの取り組みについて

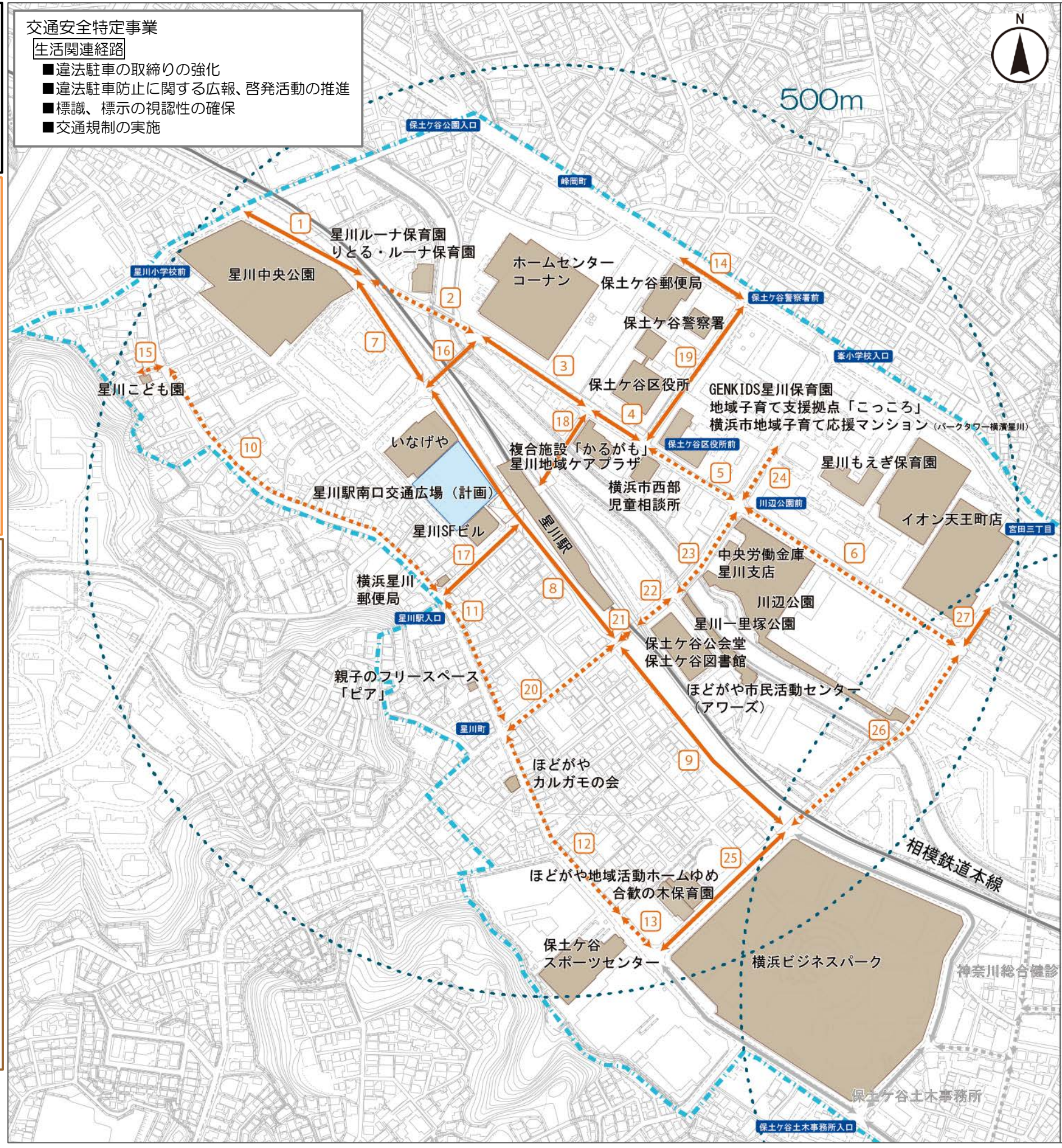
横浜市では、これまで、18 地区（関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、三ツ境駅、上大岡駅・港南中央駅、都筑区タウンセンター、星川駅、本郷台駅、大口駅・子安駅、二俣川駅、金沢文庫駅・金沢八景駅、いずみ中央駅・立場駅、杉田駅・新杉田駅、阪東橋駅・黄金町駅、市が尾駅、十日市場駅の各駅周辺地区）、戸塚区を対象に基本構想を策定しています。

- 公共交通特定事業**
- 相鉄本線星川駅
 - 音声ガイドの設置
 - ホームドアの設置
 - バス停留所(星川駅)付近
 - ◆バスポールにおける点字表示の設置検討
 - バス車両
 - ◆ノンステップバスの増加

- 道路特定事業**
- 星川駅南口交通広場
 - バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿ったバリアフリー化整備の実施
 - 経路 8
 - 排水溝のふたの改善
 - 経路 10
 - ◆歩行空間の確保
 - 経路 12
 - 舗装の改修
 - ◆歩行空間の確保
 - 経路 16
 - バリアフリー化された歩行空間の確保
 - 経路 23
 - ◆歩道の平坦性の改善

- 建築物特定事業**
- 星川SFビル
 - 歩道の平坦性の改善
 - 保土ヶ谷郵便局
 - ◆駐車マナーの啓発
 - 地域子育て支援拠点「こっころ」
 - ◆視覚障害者誘導用ブロック
 - または音声案内の設置
 - 車椅子利用者への有人対応
 - イオン天王町店
 - ◆既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善
 - ◆自転車のマナー啓発
 - 複合施設「かるがも」
 - 音声案内の設置
 - 保土ヶ谷公会堂・保土ヶ谷図書館
 - ◆歩行空間の平坦性の改善
 - いなげや
 - ◆視覚障害者を誘導する設備の設置
 - ほどがやカルガモの会
 - ◆視覚障害者を誘導する設備の設置
 - 保土ヶ谷警察署
 - ◆既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善
 - 横浜星川郵便局
 - ◆視覚障害者を誘導する設備の設置

- 交通安全特定事業**
- 生活関連経路
- 違法駐車取締りの強化
 - 違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
 - 標識、標示の視認性の確保
 - 交通規制の実施



- 重点整備地区**
- 重点整備地区
- 生活関連施設**
- 駅前広場・バスターミナル
 - 建築物等

◇生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設。主として、「①高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること」かつ、「②その施設へ至る手段が、主に駅からの徒歩によること」という条件を満たす施設。

- 生活関連経路 A
- 生活関連経路 B
- 経路番号

◇生活関連経路 (A)

生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、既に両基準に沿った整備がなされている経路。

◇生活関連経路 (B)

生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その他地域固有の制約のため、生活関連経路(A)に設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）。

- 平成36年度(2024年度)までを目録実施
- ◆今後機会を捉えて検討
- 過去から継続している、継続的に実施する

横浜市地形図複製承認番号 平30 建都計第9009号

0 50 100 250m

■ バリアフリー化を図る施設及び経路と主な事業の内容（天王町駅周辺地区）

公共交通特定事業

- 相鉄本線天王町駅
●ホームドアの設置

道路特定事業

- 経路 1
●歩行者用安全対策の検討
- 経路 11
●歩道の平坦性の改善 ●舗装の改修
- 経路 15
●段差の改善 ◆歩行空間の確保
- 経路 19
●舗装の改修
- 経路 20
●歩道の平坦性の改善
●既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善
- 経路 21
◆歩道の平坦性の改善
◆既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善
●バス停ポールもしくは視覚障害者誘導用ブロックの適切な配置
- 経路 23
●歩道の平坦性の改善
●街きょ柵のふたの改修
◆防護柵設置の検討
◆横断歩道での視覚障害者誘導用ブロックの適切な配置

都市公園特定事業

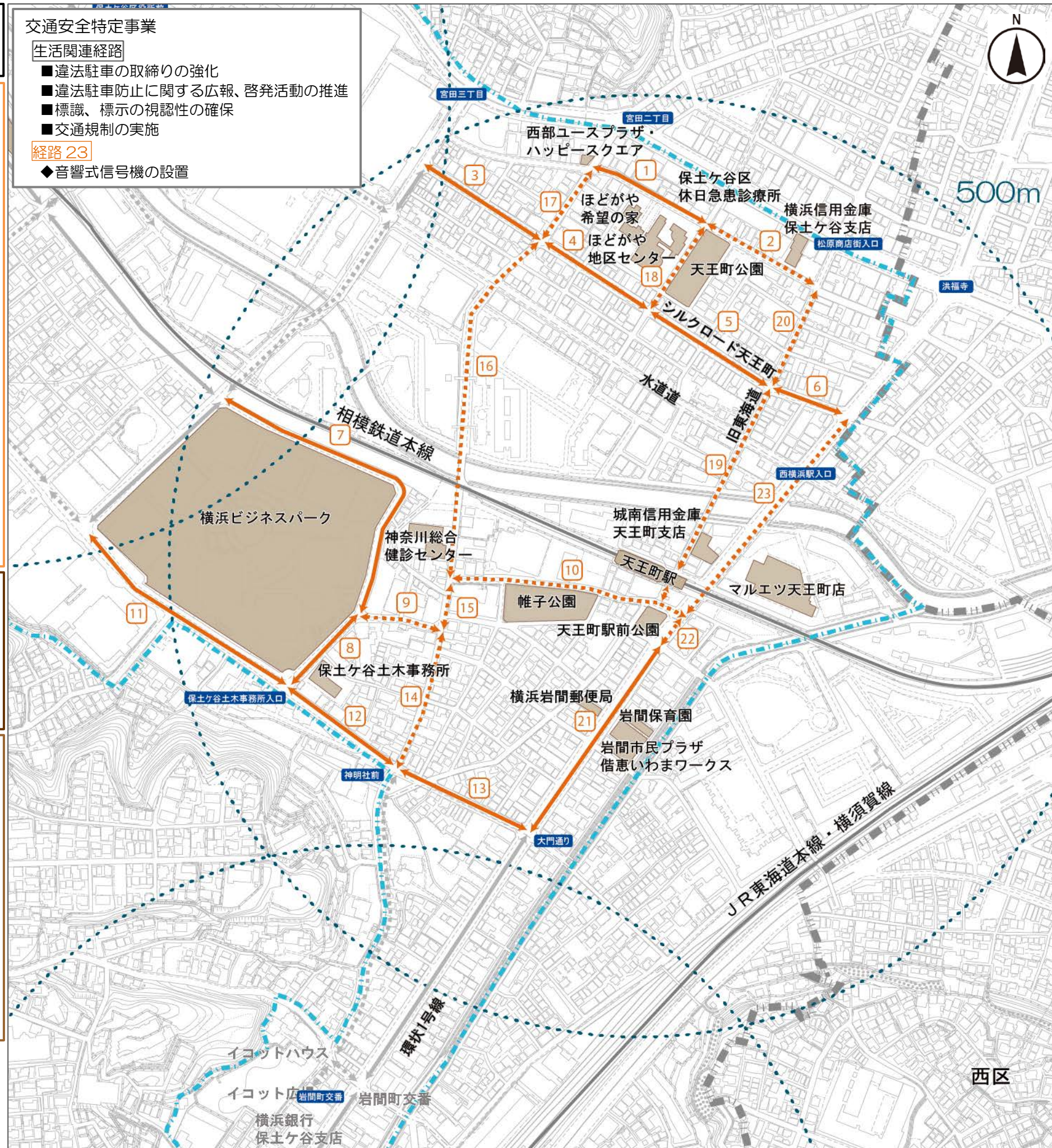
- 帷子公園
◆段差の改善
◆トイレの音声案内の設置
◆トイレへの子供便座等の設置
- 天王町駅前公園
◆段差の改善

建築物特定事業

- 神奈川総合健診センター
◆スロープの勾配の改善
◆階段の視認性の改善
- ほどがや地区センター
◆階段の手すり高さの改善 ◆階段の改修
●排水溝のふたの改善
●視覚障害者誘導用ブロックの適切な配置
- 保土ヶ谷区休日急患診療所
●視覚障害者誘導用ブロックの適切な配置
●舗装の改修
- 岩間市民プラザ
◆看板の設置箇所の改善
◆トイレの出入口の改修

交通安全特定事業

- 生活関連経路
■違法駐車取締りの強化
■違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
■標識、標示の視認性の確保
■交通規制の実施
- 経路 23
◆音響式信号機の設置



重点整備地区

- 重点整備地区

生活関連施設

- 駅前広場・バスターミナル
建築物等

◇生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設。主として、「①高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること」かつ、「②その施設へ至る手段が、主に駅からの徒歩によること」という条件を満たす施設。

- 生活関連経路 A
生活関連経路 B
経路番号

◇生活関連経路 (A)

生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、既に両基準に沿った整備がなされている経路。

◇生活関連経路 (B)

生活関連経路のうち、地形や市街地の状況等、その他地域固有の制約のため、生活関連経路 (A) に設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）。

- 平成36年度（2024年度）までを目録実施
◆今後機会を捉えて検討
■過去から継続している、継続的に実施する

区界



横浜市地形図複製承認番号 平30 建都計第9009号



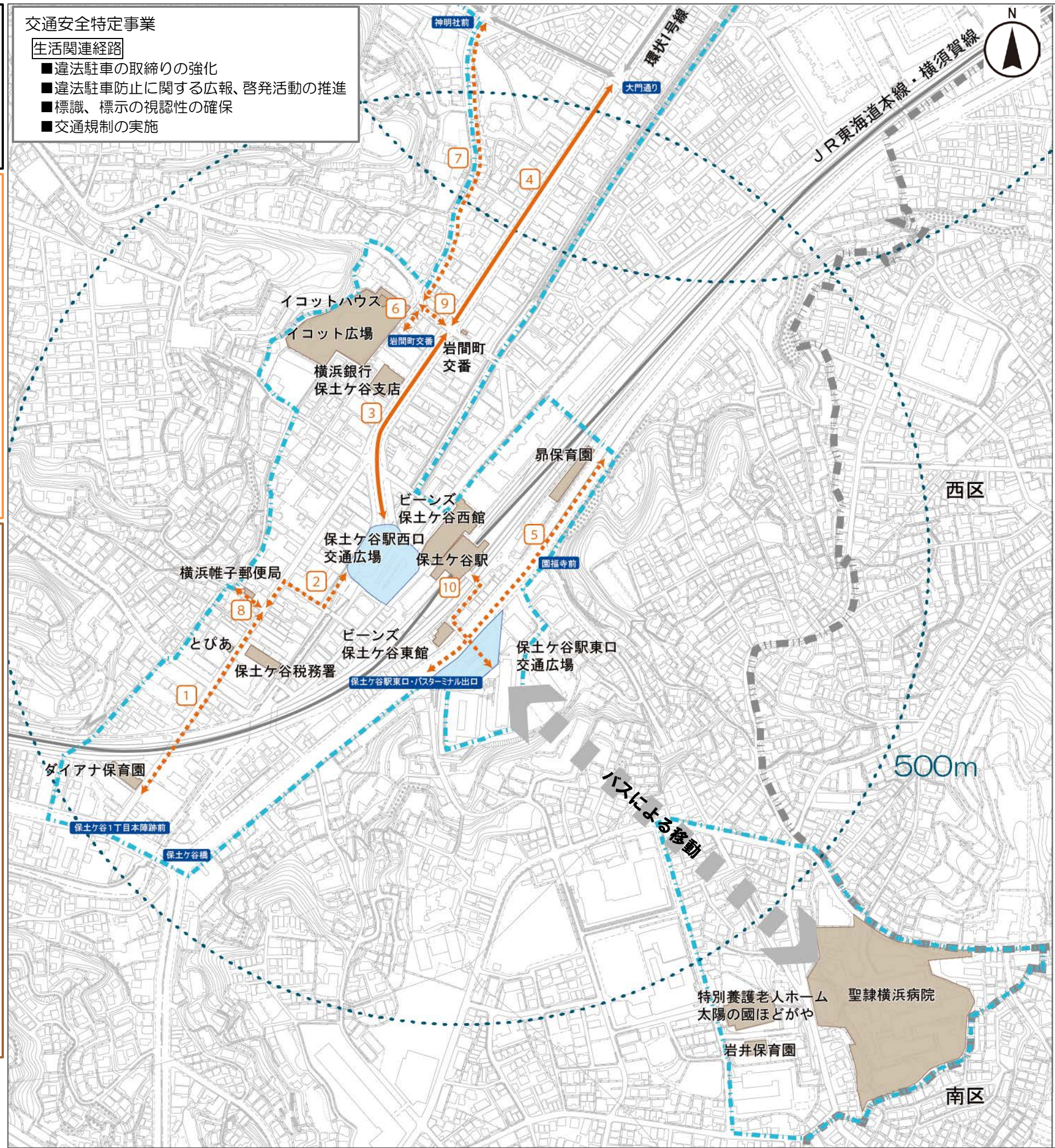
■ バリアフリー化を図る施設及び経路と主な事業の内容（保土ヶ谷駅周辺地区）

- 公共交通特定事業**
- JR 線保土ヶ谷駅
 - ◆ホームドアの設置
 - ◆階段下の段差の改善
 - 保土ヶ谷駅東口交通広場
 - 案内サイン等の設置
 - 保土ヶ谷駅東口歩道橋
 - 案内サイン等の設置

- 道路特定事業**
- 保土ヶ谷駅西口交通広場
 - バイク利用者等へのマナー啓発活動の促進
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置
 - ◆歩道の平坦性の改善
 - 保土ヶ谷駅東口歩道橋 **経路 10**
 - ◆移動円滑化経路の確保
 - 保土ヶ谷駅東口交通広場
 - ◆既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善、適切な配置
 - 経路 3**
 - 歩道の平坦性の改善
 - ◆舗装の改修
 - 経路 5**
 - 歩道の平坦性の改善
 - ◆段差の改善
 - 経路 9**
 - 移動円滑化経路への誘導

- 建築物特定事業**
- ビーンズ保土ヶ谷東館
 - ◆視覚障害者誘導用ブロックの設置
 - ◆エレベーターの改修
 - エレベーターへの案内標示の設置
 - ◆エレベーター内の聴覚障害者用の連絡手段の検討
 - ◆歩道の平坦性の改善
 - ビーンズ保土ヶ谷西館
 - ◆視覚障害者に対するエレベーターへの誘導用ブロックの設置
 - スロープに対する警告ブロックの敷設
 - 保土ヶ谷税務署
 - ◆出入口の段差の改善
 - とびあ
 - エレベーターへの案内の実施
 - 岩間町交番
 - ◆出入口の勾配の改善
 - ◆既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善
 - イコットハウス
 - 敷地出入口から建物までの移動円滑化された経路の整備
 - 保土ヶ谷駅東口駅前広場
 - ◆トイレの改善
 - ◆電話 BOX の改善

- 交通安全特定事業**
- 生活関連経路**
- 違法駐車取締りの強化
 - 違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
 - 標識、標示の視認性の確保
 - 交通規制の実施



- 重点整備地区**
- 重点整備地区
- 生活関連施設**
- 駅前広場・バスターミナル
 - 建築物等

◇生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設。主として、「①高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること」かつ、「②その施設へ至る手段が、主に駅からの徒歩によること」という条件を満たす施設。生活関連施設の条件を満たす聖隷横浜病院は、駅から500m以上離れているため、バスによる移動経路を利用することを前提に生活関連施設と設定。

- 生活関連経路 A
- 生活関連経路 B
- 経路番号

◇生活関連経路 (A)

生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、既に両基準に沿った整備がなされている経路。

◇生活関連経路 (B)

生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その他地域固有の制約のため、生活関連経路(A)に設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）。

- 平成36年度(2024年度)までを目録実施
- ◆今後機会を捉えて検討
- 過去から継続している、継続的に実施する



横浜市地形図複製承認番号 平30 建都計第9009号
0 50 100 250m